

交付対象事業の名称	経済対策との関係	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	成果目標(可能な限り定量的指標を設定)
令和5年度物価高騰対応重点支援給付金	I. 物価高から国民生活を守る	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 3910世帯×70千円 のうちR6計画分 ④R5年度分の住民税非課税世帯 (3910世帯)	R6.2	R6.4	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する
令和6年度物価高騰対応重点支援給付金	I. 物価高から国民生活を守る	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 700世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯 300世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 200世帯×100千円、子ども加算 750人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 7294人 (168970千円) のうちR6計画分 事務費 9254千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(1200世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(7294人)	R6.7	R6.9	対象世帯に対して令和6年8月までに支給を開始する
物価高騰対策水俣市学校給食会計補助金交付事業	I. 物価高から国民生活を守る	① 食料費高騰による給食費の値上げや食料の切詰め等を防ぐことを目的として、給食費の不足額に補助金を支給し、子育て世帯の負担軽減を図る。 ② 学校給食会計における令和6年3月～令和7年2月分の食料費のうち、現在の給食費で負担できる水準を超えた金額として、以下の算式により積算した額を補助する。 ・食料費－給食費 給食費については、教職員等に係る分を除き、かつ、運営費に充当するものとされている金額(令和5年度1食当り2円、令和6年度1食当り1円)を除くものとする。 食料費については、教職員等に係る分を、食数按分等により除くものとする。 ③積算 ・令和6年3月分 食料費－(給食費収入－食数×2円) ＝5,461,814円－(5,109,643円－20,340食×2円)＝392,851円 ・令和6年4月～令和7年2月分 食料費－(給食費収入－食数×1円) ＝88,126,128円－(78,938,510円－312,504食×1円)＝9,500,122円 ・補助額 392,851円＋9,500,122円＝9,892,973円 ④ 水俣市学校給食センター運営委員会(給食費を負担する保護者)	R6.4	R7.3	令和6年度中の値上げを行わない。 補助により、給食費の値上りの影響を受けない児童生徒数約1,500人
省エネ家電製品買換え促進補助金交付事業	I. 物価高から国民生活を守る	①電気使用料の価格高騰に伴い増加している家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、家庭内で比較的電気使用量の多いエアコン、電気冷蔵庫を省エネ性能の高い製品に買い換えることにより、家庭での電気使用料が抑えられ、生活者支援につながる。 ②・水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金 10,000,000円…ア ・事務費(郵便料、消耗品費) 43,600円…イ ア＋イ＝10,043,600円 ③【R6.7.1～R6.12.27 申請受付分】 ・補助金 エアコン 50,000円×100台＝5,000,000円 冷蔵庫 50,000円×100台＝5,000,000円 ・郵便料 決定通知(改定前) 84円×100通＝8,400円 決定通知(改定後) 110円×100通＝11,000円 申請書類等事業者送付用 140円×30通＝4,200円 ・消耗品費(申請書類用ファイル、チラシ用カラー用紙等) 20,000円 ④交付対象者 水俣市民(10,959世帯(R6.4現在)) ・製造年から9年以上経過した製品から、新品への買換えに限る。 ・購入合計金額の2分の1(1万円以下切り捨て)を補助(上限5万円) ・1世帯1回限り ・市内店舗での購入に限る ・業務(事務所等)で使用する機器は対象外	R6.7	R7.1	省エネ家電買換え支援世帯数:200世帯
燃料油等価格高騰対策補助金交付事業(漁船燃油)	I. 物価高から国民生活を守る	①燃料価格高騰の影響を受けている漁業者を支援し、漁業経営の安定を図る。 ②漁業者が所有する漁船の燃料代の一部補助。 ③燃料費購入補助 2,200千円(R6.2月～R7.1月分) ・対象組合:1組合、漁業協同組合員数:108人(R6.4月時点) ・単価等:R5.4の燃油単価を基準とし、R6.2からR6.5までは単価の実績との差8円を用いるが、R6.6からR7.1までは基準単価と購入時点との単価差(ただし、上限30円)に購入量を乗じた額を補助する。 ・8,005㍲/月×4ヵ月×8円(R6.2～R6.5)＋8,005㍲/月×8ヵ月×30円(R6.6～R7.1)≒2,200千円 ④漁業協同組合・漁業協同組合員・組合員が経営する法人	R6.4	R7.2	燃油高騰による事業停止:0件
物価高騰対策事業補助金交付事業(園芸生産)	I. 物価高から国民生活を守る	①地域の生産意欲のある農業者等が導入する農業用機械の導入にあたり、物価高騰等により上昇した導入経費の一部を支援し、農作業の省力化と、経費削減することで、経営安定を図る。 ②ウッドチップ導入費 ③840,000円×1/3＝280,000円 ④農業者で構成する任意組合	R6.7	R7.2	作業時間の3割の削減 経費の削減